

熊本県ヤングケアラー支援体制強化事業業務委託公募型プロポーザル募集要綱

1 業務の概要

(1) 業務の名称

熊本県ヤングケアラー支援体制強化事業

(2) 目的

ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童をいうが、ヤングケアラーへの支援が年齢により途切れてしまうことのないよう、18歳を超えた大学生であってもその家庭の状況に鑑み通学することができない場合などは、適切な支援を行うことが重要である。また、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないなどといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し対応することが重要である。

本事業は、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげることができるよう、関係機関職員の研修によるヤングケアラーの早期発見・把握等の支援体制の強化及びヤングケアラー・コーディネーターの配置による相談窓口の設置、悩み相談等のピアサポート活動の支援、悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置・運営、支援等といった取組を実施することにより、より一層のヤングケアラーの支援に資することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「熊本県ヤングケアラー支援体制強化事業業務委託仕様書」とおり

(4) 契約期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

※ただし、新規での委託となる場合、契約の始期から最長1か月間の開設準備期間を設けることができる。

(5) 設置場所

相談窓口を県内に1か所以上設置することとする。

2 予算額上限（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4,511千円

※本提示額は、提案に当たっての上限となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなり、提示した額とは必ずしも一致しない。

3 参加の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、県が行う競争入札等への参加を除外されないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（その候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体

でないこと。

(7) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 都道府県民税・市町村民税

イ 本部が所在する都道府県の事業税（県税の納付義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(9) 法人格を有していること。

4 審査基準

(1) 基本方針

・社会的養護やヤングケアラー等に関する理解ができており、本事業の趣旨を正確に理解した提案内容となっているか。

(2) 實施体制

・事業実施に必要な知識や経験を有しているか。
・有資格者や実務経験年数を有する等、適切な職員体制が整っているか。
・職員の相談・支援等の技術等向上に向けて、どのように取り組むか。
・適切な個人情報の管理が確保されているか。
・学校、市町村、福祉関係、その他関係機関との連携その他の支援体制が整っているか。

(3) 事業内容

ア ヤングケアラー支援体制構築事業

・相談窓口の設置による適切な相談支援を行い、関係機関と連携した支援ができる内容か。
・ヤングケアラー当事者や関係機関へ効果的に普及啓発することができる内容か。
・相談支援等のピアサポート活動に関して、目標が明確であり、かつ、目標達成のための手法が合理的で、実現可能性が高い内容か。
・オンラインサロンの実施に関して、目標が明確であり、かつ、目標達成のための手法が合理的で、実現可能性が高い内容か。

イ ヤングケアラー研修推進事業

・研修の目的や内容が明確であり、また、研修を通じて、ヤングケアラーについての普及啓発や、ヤングケアラーへの支援等に活かすことが期待できる内容か。

(4) その他

・予算の範囲内で、人件費が適切に配分され、その他事業実施のための費用が社会通念上適切に確保されているか。
・熊本県公契約条例第3条第3項及び同条第4項に基づく取組を実施しているか。

5 公募手続の流れ

令和8年1月6日（火）	公募開始
令和8年1月13日（火）	質問票受付〆
令和8年1月16日（金）	質問に対する回答を県ホームページで公開
令和8年1月23日（金）	参加申込書提出〆
令和8年1月30日（金）	企画提案書提出〆
令和8年2月17日（火）	ヒアリング審査
令和8年2月下旬	受託候補者決定・仕様書協議
仕様書等協議完了後	見積書提出・契約締結
令和8年4月1日（水）	業務開始

6 参加申込書及び企画提案書の提出

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に参加申込書を徴取し、審査の結果、資格を有する希望者には、熊本県ヤングケアラー支援体制強化事業に係る審査委員会が行うヒアリングへの出席を要請する。

（1）担当部局（提出・問い合わせ先）

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課子ども福祉班 担当：作本
住所：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
電話：096-333-2228
FAX：096-383-1427
メールアドレス：sakumoto-k@pref.kumamoto.lg.jp

（2）参加申込書

提出期限：令和8年（2026年）1月23日（金）午後5時（必着）
提出場所：（1）に同じ
提出書類：①参加申込書（様式1）
②履歴事項全部証明書
③消費税及び地方消費税納税証明書
④都道府県民税・市町村民税納税証明書
⑤財務諸表（損益計算書、貸借対照表）の写し
⑥社会保険等加入状況確認書（様式2）
⑦誓約書（様式3）

提出方法：持参または郵送とする。

（3）企画提案書の提出を要請する参加者等への通知

提出された参加申込書の内容を審査し、資格要件を満たしている者には参加要請の通知を、資格要件を満たしていない者についてはその旨を通知する。

（4）企画提案書

提出期限：令和8年（2026年）1月30日（金）午後5時（必着）

提出場所：（1）に同じ

提出書類：①企画提案書 ※A4版縦、長編綴じ（左綴じ）とする。
②事業者の取組に関する申出書（様式4）

提出部数：①企画提案書6部（正本1部、副本5部）

※副本5部については、複写機による正本の写しで可。

②事業者の取組に関する申出書1部 ※必要な書類を添付すること。

提出方法：持参または郵送とする。

7 受託候補者の決定方法

審査委員会が、企画提案者から企画内容等についてヒアリングを行い、企画提案書及びヒアリングの内容をもとに、審査基準に沿って審査・評価を行い、審査委員会で審議の上、受託候補者を決定する。

選定結果については、全ての企画提案者に対して通知する。

8 契約に関する基本的事項

(1) 提案内容の修正

受託候補者の企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

受託候補者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とするが、免除する場合がある。

(4) 契約書及び業務処理要領

受託候補者に対して別途提示する。

(5) 概算払

委託期間の前半期及び後半期にそれぞれ各年度委託料の2分の1の額を概算払により支払うことができる。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 無効となる提出書類

参加申込書、企画提案書及び付属資料が次の事項のいずれかに該当する場合には無効となることがある。

- ① 本要綱で規定する提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 審査委員会によるヒアリング

提出された企画提案書の内容について審査委員会がヒアリングを行う。ヒアリングの日時、場所は別途通知する。ヒアリングに出席しない場合は、その旨連絡すること。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

6 (1) に同じ

(6) その他留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- ② 審査委員会のヒアリングに出席しなかった場合の企画提案は無効とする。
- ③ 提出された参加申込書は、企画提案参加申込者の参加資格の審査以外には、申込者に無断で使用しないものとする。
- ④ 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しないものとする。

- ⑤ 提出された書類は、企画提案参加申込者の参加資格の審査及び受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成するものとする。
- ⑥ 提出期限以降における参加申込書、企画提案書及び添付書類の差替え及び再提出は認めない。
- ⑦ 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しないものとする。
- ⑧ 受託候補者を公表できるものとする。
- ⑨ 公公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表できるものとする。
- ⑩ 企画提案書作成のために県より受領した資料は、県の了解なく公表・使用することはできないものとする。